

○第25回瑞穂町行政評価委員会 委員からの事前質問

①基本目標1 施策分野2 疾病の予防・地域医療体制

町側の回答

質 問		
No.1	新型コロナウイルスワクチン接種対象者の接種率は如何ほどでしょうか。(過去6回実施しているが。対象者は接種されているか)	
No.2	新型コロナウイルスワクチン接種により、予防効果は現れていますか。(コロナ疾病率は。瑞穂町のコロナ感染人数は)	
No.3	新型コロナウイルスワクチンの予防接種者1人当たりの事業費はいくらでしょうか。	
No.4	施策分野評価シートに記載されている数値目標の受診率の実績は、国保被保険者に対するものでしょうか。もしそうであるならば、他保険者(健保組合、協会けんぽ、共済組合等)の受診率を教えてください。	
No.5	带状疱疹ワクチンの接種場所が町指定の全ての医療機関で出来ない理由を教えてください。	
No.6	施策分野評価シートの「2. 施策数値指標」について、すべてのがん検診の令和7年度目標値に対し、令和4年度実績値との大きな乖離が確認できます。令和7年度の目標値達成に向け、今後想定される具体的な取り組みについて教えてください。	
No.7	町内に小児科医が常駐できない理由について、いくつか教えてください。	

No.8	がん検診事業の事務事業評価シートの成果欄に、「受診率は微増した」とありますが、何％増加したのですか。 また、今後の方向性に「国の指針外のがん検診」とありますが、具体的にどのがん検診ですか。 最後に、予算・決算等の構成にある「新たなステージに入ったがん検診」とは、どのようなものですか。	
No.9	がん検診事業に関して、町報だけではなく、メールマガジン等による啓蒙活動はされているのでしょうか。 また、社保加入者は会社での健康診断では別途自費等で受けることが多いと思いますが、国保対象者のみではなく社保加入者に対する補助等がありますか。	
意 見		
No.10	No.6の回答を踏まえた場合、事務事業評価シート「がん検診事業」については、上記「2. 施策数値指標」の現状と目標値に向けた評価と、今後の課題等が分析されるべきかと思います。	
No.11	横田基地における消火剤の放出事故によって有害物質が環境を汚染し、昭島市在住の方の体内より、有害物質が通常の人よりも数倍も多く検出されたとの報道があります。瑞穂町においてはどのような対応をしていますか。または、対応はどうなっていますか。住民の中には、不安を覚えている人は多いと思います。	

○第25回瑞穂町行政評価委員会 委員からの事前質問

②基本目標1 施策分野4 地域・生活福祉

町側の回答

質 問		
No.1	実働支援ボランティア団体数を教えてください。(何人くらいでこの支援活動を回しているのかについても、教えてください。)	
No.2	食材等運営団体に対する助成補助金額について、教えてください。	
No.3	施策分野シートの数値目標について、令和3年及び4年の実績値がないのはどうしてでしょうか。調査しなかった理由を教えてください。	
No.4	ふれあいセンターを含めた町内施設に関して、窓口にて申し込みという場合が多いと思うが、インターネットによる申し込み受付は今後行う予定はありますか。社会人にとっては使用を考えていても、平日に申し込み行くだけでもハードルが高いと思います。	
No.5	ふれあいセンター施設管理の課題に駐車スペースの確保とありますが、どのような対策をたてていますか。	
No.6	権利擁護事業の推進に関して、現状で弁護士・司法書士・行政書士による法律相談等が行われていますが、成年後見業務に関する士業団体・民間団体の活用は考えていらっしゃるのでしょうか。	

意見

No.7

ご説明頂いている通り、コロナ後のふれあいセンター施設の利用拡大を踏まえ、施設修繕や駐車スペースの確保、増員の必要性等に強く同意致します。

○第25回瑞穂町行政評価委員会 委員からの事前質問

③基本目標1 施策分野5 障がい者福祉

町側の回答

質 問		
No.1	民設民営の施設が瑞穂町では不足しているというところで、設置・運営のメリット・デメリットなど、問題点があるとしたら教えてください。	
意 見		
No.2	事務事業評価シート「障害福祉計画の推進」について、障害を抱える児童数は全国的に増加傾向にあるかと思います。特に、「事業の適正性」に記載いただいている通り、精神・発達障害の症状・ケースの多様化に対応できるサービス提供への期待は高いかと思われまして、その点での人員増の必要性に強く同意致します。	
No.3	各拠点の施設が、経年により劣化していると思います。しかし、予算的なことや今後の利用動向等も考慮する必要もあると思います。建て替えや大規模改修が無理ならば、効果的に補修を行って運用していただくことは重要だと思います。	
No.4	各事務事業評価シートにおける、予算・決算等の状況のコメントが各年度毎に具体的に説明されていて、わかりやすくいいと思います。	
No.5		
No.6		

○第25回瑞穂町行政評価委員会 委員からの事前質問

④基本目標4 施策分野2 商工業

町側の回答

質 問		
No.1	モールみずほの閉店により、町の最も魅力的だった商業施設が一つなくなってしまったのは残念です。この施設に代わる、新たな魅力的で住民にとっても便利な、また他の市町村から人が流入できる商業施設の見込みはありますか。	
No.2	施策数値指数に関して、令和3年度3件・4年度3件とありますが、立地企業数の業種をご教示ください。（企業名は不要です。）	
No.3	企業誘致の実績が伸び悩んでいる原因は何ですか。また、企業誘致を促進するとありますが、具体的にはどんな対策がありますか。	
No.4	商業振興事業に関して、大型商業施設がある中で、いわゆる商店街に足を運ぶ機会がありません。今後の商店街の盛り上げに関して、どのような方向性で考えていますか。 今後のモノレール関連の計画もあり、なかなかお答えが難しい点であるとは思いますが、可能な範囲でお願いします。	
No.5	モールみずほの閉店により、住民が買い物に困ることも多々ありますが、大型商業施設等の誘致推進に積極的に取り組んでいただければと思います。 地域の商店としては、商店街に町営の駐車場が必要だと思います。	
意 見		
No.6	遊休・空き家住宅・マンション等の有効活用について、以下の施策を提案いたします。 ①サテライトオフィス・設計事務所・IT非通勤勤務所等々に活用。 ②社宅代替りのシェアハウスに活用 ③通勤車両等の駐車場に活用等	

No.7	在住・在職を可能にする環境整備と高齢化空き家対策や家族同居環境整備や瑞穂町に生活出来る人口減少を防ぐ、資源活用を新しい視点で展開するメリットを具体的に提案する、有効活用策を企業誘致等に企画してください。	
No.8	今回の評価シートに直接関係ないかと思いますが、モノレールの箱根ヶ崎駅までの延伸に向けて、中長期的な企業誘致や商工業の活性化・振興などについて取り組む必要があるかと拝察しております。また、この点に関し、これまでの取り組み等があれば、今回の評価シート等に反映されていることによって、より町全体のモノレール延伸に向けた取り組み・進展が確認できるかと思います。	

○第25回瑞穂町行政評価委員会 委員からの事前質問

⑤基本目標4 施策分野3 観光・イベント

町側の回答

質 問		
No.1	事務事業評価シート「観光振興事業・ふるさと納税(寄付)返礼品提供事業」について、日々の生活の中で、観光等の目的で瑞穂町を訪問される方が増加していることを感じており、重要な取り組みだと考えております。その際、「目標・成果等」の箇所にて担い手の高齢化による事業遂行の困難性についてご指摘頂いているかと思えます。この点について、より青年層がこれらの事業に積極的に参加できるような取り組みなども重要かと思いますが、今後の方針等がありましたら、お伺いしたく思います。また、この取り組みは、事務事業「シティセールス・プロモーション事業」とも強く関連しているかと思えますので、人員配置を含めて、戦略的に対応頂くことが望ましいものと思います。	
No.2	観光振興事業・ふるさと納税返礼品提供事業に関して、令和4年度における寄付件数実績及び及び前年度からの増加数を教えてください。 また、令和4年度における返礼品の提供実績を教示いただき、実績の低い返礼品について、町としてどのように扱っていくのか方針を教えてください。	
意 見		
No.3	シティプロモーション事業の第三者管理会社への委託について以下の点につき、意見します。 ①観光協会はイベント支援ボランティアに限定する。(高齢化・企画能力・推進力に期待出来ず、伝統的スキームから脱却出来ないと思います。) ②アクティオ等実績能力有る企業の再活用。観光事業候補企業と連携・文化歴史推進グループ等との共同参画を推進する。 ③人・金・こと・もの・・をつなぐ観光事業委員会を立ち上げることも考えられると思います。 ※考える・実行する委員会とし、知恵とアイデアや参画を展開するプロモーションを実施したり、近隣市町村と隠れた観光資源を開発するなど、共同推進提案を作成することもできると思います。	

No.4	町公式キャラクター「みずほまる」は近隣他市町村のキャラクターと比べてもとても愛らしく秀逸だと思います。「いつの間にか通過している町」と言われることもある瑞穂町において、特徴のあるキャラクターが生まれたのは大変嬉しいです。 今後は、「みずほまる」を更に発展させて、ストーリー性を持たせてもいいと思います。家族を作ってもいいかもしれません。大切にしながら育てて、活用して欲しいです。	
No.5	瑞穂町の魅力の一つに横田基地が隣接していることが挙げられます。つながりと活力にあふれる町という点からも、若い方が集まるイベントは大事です。 瑞穂町、横田の小・中・高校生とみずほまるで、スポーツや音楽を通した交流イベントなども良いと思います。 六道山公園野外ステージでの音楽イベントを行うことで、町内外から若い方が集まると思いますし、「みずほマルシェ」と共同で、瑞穂町をアピールするのも楽しいかと思っています。	

○第25回瑞穂町行政評価委員会 委員からの事前質問

⑥基本目標6 施策分野1 計画的なまちづくりの推進

町側の回答

質 問		
No.1	モノレール整備後の望まれている瑞穂町の姿を如何ほど描かれているのでしょうか。	
No.2	モノレール整備において特に危惧しているのは、農業耕作地の所有者です。本件の所有者(武蔵村山・立川・等近隣市町村在住の地権者)は、一体どのくらいの所有面積があり、所有者は何人いるのか、次期総合計画を描くとき何が障害となり、調整と統合が必要に成るのか教えてください。	
No.3	多摩都市モノレール沿線のまちづくり、10年後にどのような町になっているのか、とても楽しみです。 沿線の使用されなくなった農地の活用など、まちづくりに活かさないのでしょうか。	
No.4	土地区画整理町施工事業(駅西)・多摩都市モノレール沿線のまちづくりに関して、自転車移動・コミュニティバス等も走ってはいますが、まだまだ車移動の住民が多いと思われます。民間駐車場の誘致等は検討されているのでしょうか。	
No.5	多摩都市モノレール沿線のまちづくりの事務事業評価シートに記載の「債務負担行為」について、用語の説明をお願いいたします。	
No.6	第五次総合計画後になるが、モノレールを視点とした期待する総合計画作業は進行しているのでしょうか。東京都も非常に期待している事項であると思います。	
No.7	昨年10月にモノレール延伸決定の説明会はありましたが、数十年前に話が合った八高線の複線化計画の進捗状況はどのようになっていますか。	

No.8	瑞穂町農業委員会は総合計画に関わっているのか。またその企画推進能力を持ち得ているのでしょうか。	
意 見		
No.9	事務事業シート「多摩都市モノレール沿線のまちづくり」について、前述の「④基本目標4-2 商工業」と同様、商工業振興に関する取り組みや、その点を配慮したまちづくりの推進が必要かと考えております。その点を踏まえた今後の施策を期待しております。	
No.10	都市近郊農業生産事業の姿を第五次に記載あるが未来的とは言いがたいです。後継者問題、新規生。者活用、新しい事業モデル開発等の姿は期待レベルにないと思います。 また、専業農家・兼業農家の未来構想がない限り至る所に課題が散在していると思います。モノレール整備後の有りたい姿を提案する作業は極めて困難が想像されます。	
No.11	多摩都市モノレールが開通されれば、大いに町の発展に寄与することになるが、まだ少なくとも数十年はかかると見込まれます。モノレールを視野に入れつつ、それ以外によっても発展させていく計画も必要です。 モノレール以外の交通手段や土地計画等ともバランスを見極めて欲しいと思います。	

○第25回瑞穂町行政評価委員会 委員からの事前質問

⑦基本目標6 施策分野3 住宅・公園

町側の回答

質 問		
No.1	町営住宅の管理運営はどのようになっていますか。 また、入居条件や使用料はどのようになっていますか。 ※一般分譲集合住宅では、管理組合があり戸数にもよりますが、管理会社に施設運営を委託しているところもあると思いますが、町営住宅の状況を教えてください。	
No.2	町営住宅(東長岡住宅)は、エレベータがなく全て階段による昇降であることから、上層階に住む高齢者が引きこもりがちになることで心身の健康上の心配が出ています。健康体操教室等も企画、活動されつつありますが、建て替え等によるエレベータの設置については、住民の要望は高いと思います。また、健康体操活動など住民の集えるイベント活動等への支援も欲しいと思います。	
No.3	公園のトイレの使用時間を決めていますか。夕方の散歩される方も、閉まっていたは安心して散歩ができません。何時まで開いているか、公園のトイレマップみたいなものを作っても良いかも知れません。	
意 見		
No.4	事務事業シート「公園・緑地の整備及び維持管理」について、観光やイベント開催の場としての公園・緑地の位置づけもあるかと思われまして、その観点からも「⑤基本目標4-3 観光・イベント」に向けた取り組みとの連携も重要かと感じております。「目標・成果等」で記載頂いている「さやま花多来里の郷」の取り扱いについても、観光の観点からの取り組みも進めることで、よりよい本目標の成果達成につながるものと感じます。	
No.5		

令和5年度

瑞穂町ものづくり・DX等 推進事業補助金

町内で製造業を営む中小企業者のデジタル技術の活用、新製品・新技術の開発、その他経営基盤及び競争力強化のための取り組みを支援します。

瑞穂町に新たなイノベーションを創出する6つの事業



申請受付期間

第1次 令和5年5月1日（月）から令和5年7月7日（金）

第2次 令和5年9月25日（月）から令和5年10月27日（金）

※予算が上限に達した場合は、第2次募集は行いません。

補助対象 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに契約から支払いまで完了する費用

事業の紹介

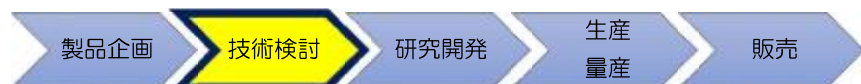
1. 新製品・新技術開発着手支援事業

▶概要

新製品・新技術開発に伴う材料選定、市場調査など開発の技術的課題の検討に係る費用の一部を補助します。

▶対象経費

研究開発事業費（材料・副資材費、外注加工費、市場調査等委託費）



左フロー図の黄色の部分が
本支援メニューの対象です。

▶補助率・補助限度額 2/3 10万円

2. 新製品・新技術開発支援事業（単独・連携体※2以上の中小企業、大学等）

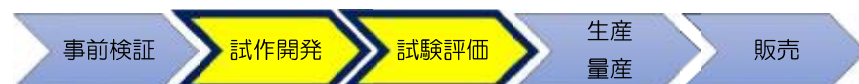
▶概要

新製品・新技術開発に伴う試作開発及び試験評価に係る費用の一部を補助します。

▶対象経費

謝金（専門家謝金等）、事務費（資料購入費、印刷製本費）

研究開発事業費（材料・副資材費、機械装置リース料又は賃借料（汎用機械、パーソナルコンピュータ等を除く。）、工具機械リース料又は賃借料、外注加工費、外注デザイン開発費、市場調査等委託費、工業所有権導入費、直接人件費（時給は2,000円、補助額は100万円を上限とする。）、試作品性能試験料）



左フロー図の黄色の部分が
本支援メニューの対象です。

▶補助率・補助限度額 2/3以内 【単独】100万円 【連携】150万円

3. DX推進事業（A. 着手事業 B. 導入事業 C. ITツール事業）

▶概要

デジタル技術の導入・活用に必要な費用の一部を補助します。

▶対象経費

A. 謝金、委託費

（デジタル技術を活用した経営戦略の設計やデジタル技術導入に伴うコンサルティングに係る経費）

B. 謝金、委託費、購入費、運搬費

（デジタル技術を活用した生産及び業務プロセスの改善・見直し及び技術承継の課題解決に係る経費）

C. 委託費、購入費

（ITツールの導入による業務の効率化、働き方改革、生産性向上、非接触型への転換等への取組に係る経費）

▶補助率・補助限度額 A. 2/3 20万円 B. 2/3以内 150万円 C. 2/3 5万円

4. 産業財産権取得支援事業

▶概要

特許、実用新案、意匠、商標等の登録出願及び国際認証や海外進出に伴う国外の規格への出願等に係る経費の一部を補助します。

▶対象経費

謝金（産業財産の取得に伴う弁理士等に支払う費用及び認証取得に伴うコンサルタント費用等）
事務費（資料購入費、印刷製本費、出願料、審査請求費等の審査登録機関に支払う審査登録料等）
委託費（調査委託費、申請等委託費、邦訳委託費等）

▶補助率・補助限度額 1/2 10万円

5. 販路開拓支援事業

▶概要

オンラインを含めた見本市出展に係る経費（出展料、出展のために作成するパンフレット、ポスター等の作成）や製品紹介や企業のPR動画作成、ホームページ及びECサイト（電子商取引）等の新規作成に係る費用の一部を補助します。

▶対象経費

事務費（会場借上費、資料購入費、印刷製本費、機器借上料）
委託費（見本市参加小間料、出品物輸送費（通関料含む。）、調査委託費、コンテンツ作成委託料、動画作成委託料等）
参加費（出展料、参加料、登録料等）

▶補助率・補助限度額 1/2 10万円

6. 人材育成支援事業

▶概要

従業員等に対する講習会・研修の開催又は受講、資格取得などの費用の一部を補助します。

▶対象経費

謝金（専門家謝金等）、需用費（資材購入費、印刷製本費）
委託費（調査委託費等）、使用料・賃借料（会場借上費、機器借上費）
福利厚生費（業務上必要な試験受講料）

▶補助率・補助限度額 1/2 10万円

※当補助金の内容や、対象経費の詳細についてご不明の点は、裏面の問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。



提出書類チェックリスト

※詳細については、瑞穂町ものづくり・DX等推進事業補助金交付要綱をご確認ください。

- ☐ 瑞穂町ものづくり・DX等推進事業補助金交付申請書
- ☐ 事業計画書
- ☐ 事業費積算明細書
- ☐ 登記事項証明書（法人）・住民票の抄本（個人）
- ☐ 町税納入状況確認同意書
- ☐ 直近1年の財務諸表 ※支援メニュー2及び、3のBにのみ必要です。

その他、審査の過程で必要に応じて追加で資料を請求する場合があります。

補助金の交付対象（申請前に必ずご確認ください。）

- （1）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は個人事業主であること。
- （2）2年以上継続して事業を営んでいること。
- （3）町税に滞納がないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業等、公的な補助対象として社会通念上適切ではないと町が判断する業種を営む者でないこと。
- （6）町、国、都その他の公的な機関により、申請する事業に対し別の補助等を既に受け、又は今後受けないこと。



書類の提出先・お問い合わせ

瑞穂町役場 協働推進部 産業経済課 商工係

TEL 042-557-7633

みずほまち シティプロモーション 基本方針



もくじ

はじめに	1 ページ
1 シティプロモーションとは	2 ページ
2 どうしてシティプロモーションに取り組むの？	2 ページ
3 シティプロモーションの目的	3 ページ
4 アウタープロモーションとインナープロモーション	4 ページ
5 シティプロモーションのターゲット	4 ページ
6 シティプロモーションの基本方針	5 ページ
7 シティプロモーションのすすめ方	7 ページ
8 シティプロモーションの推進体制	8 ページ
9 シティプロモーションの効果測定	10 ページ

はじめに

瑞穂町はどこにあるの？
瑞穂町は何が有名なの？
瑞穂町にはどうやって行くの？



このような声をたくさんの人から聞きます。

瑞穂町には魅力的な地域資源がたくさんあるのに
まだまだ知られていないという現状があります。

そこで瑞穂町ではより多くの方に「瑞穂町を知って
もらいたい!」、「瑞穂町が好きな人を増やした
い!」という思いからシティプロモーション基本方
針を策定しました。

行政、住民、事業者、瑞穂町に関わる全ての人が
一丸となって瑞穂町を盛り上げていきましょう!!



1 シティプロモーションとは

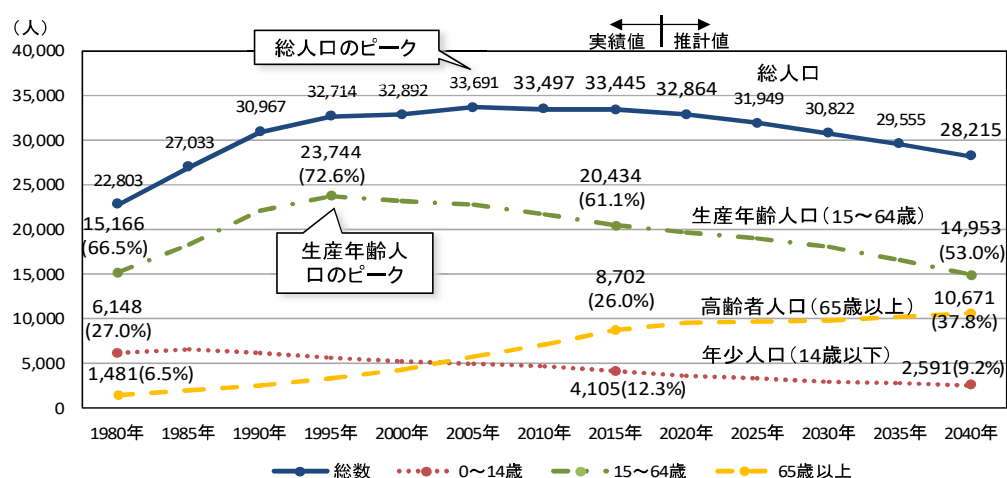
シティプロモーションとは、まちの特色や魅力等の情報を町内外へ効果的に発信し、認知度やイメージの向上を図ることで、まちを活性化し、持続的に発展させることを目的とする営業活動です。

2 どうしてシティプロモーションに取り組むの？

全国的に人口減少と少子高齢化に歯止めがかからず、地方においては自らの創意工夫による持続可能なまちづくりが求められています。

瑞穂町においても生産年齢人口は減少傾向にあり、地域の活力を維持・増進していくためには、多くの人から『選ばれるまち』になる必要があります。

行政と住民、事業者が瑞穂町のセールスマンとなり、町外に向けて瑞穂町の特色や魅力を効果的に発信し、『オール瑞穂』でプロモーション活動に取り組んでいくことが求められています。



実数値は国勢調査(H27)、推計値は国立社会保障・人口問題研究所(H30)
『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』より引用

3 シティプロモーションの目的

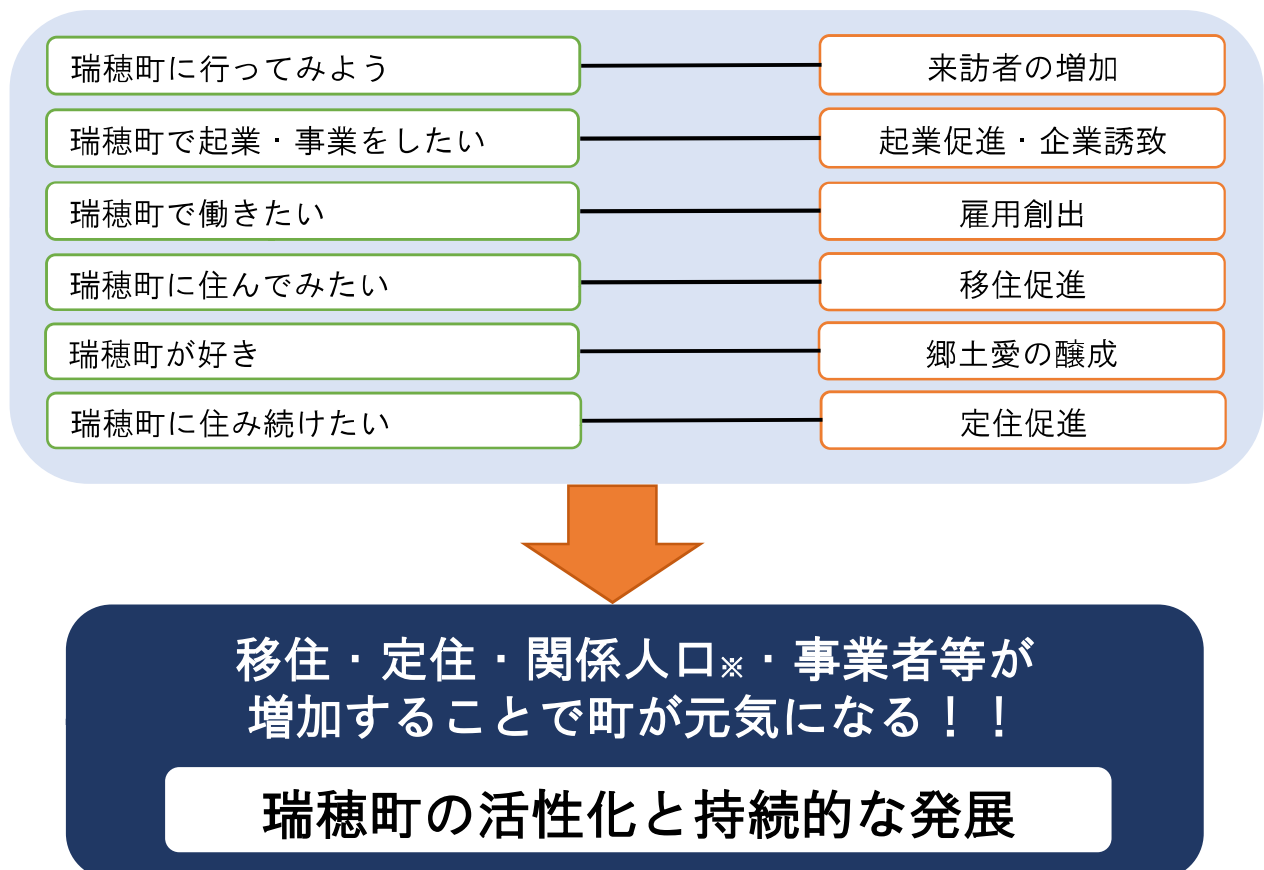
瑞穂町に関わる人や事業者を増やし、地域と経済の活性化により瑞穂町の持続的な発展を目的とします！

瑞穂町の特色や魅力を町外に積極的に発信し、知名度を高めることで、来訪者の増加、瑞穂町に関わる関係人口※の増加、さらには移住者や生産年齢人口の増加を目指すとともに、起業や事業者の増加につなげます。

また、町内においては郷土愛と地域への参画意欲を醸成し、資源の再発見とさらなる瑞穂町の魅力の創造、発信につなげていきます。

※関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々を指す。《総務省HPより引用》



4 アウタープロモーションとインナープロモーション

アウタープロモーションとは、町外向けのシティプロモーションで、瑞穂町のことを知り、興味や関心をもってもらうことで、来訪、起業促進、企業誘致、移住を目指すものです。

インナープロモーションとは、町内に向けたプロモーション活動です。瑞穂町をさらに好きになり、瑞穂町に対する誇り・郷土愛の醸成につなげ、口コミやSNS※等で町民が瑞穂町の魅力を発信するセールスマンの役割を果たす効果を期待するものです。

これら2種類の役割を理解し、ターゲットや目的を明確にした上で、プロモーション活動を展開していくことが必要です。

※SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略称。同じWebサイトに登録した利用者同士が交流できるWeb上の会員制サービス。FacebookやTwitterが知られている。

5 シティプロモーションのターゲット

**町内外・年代を問わず あらゆる人を
シティプロモーションのターゲットとします**

人の興味、関心、憧れ、家族構成は様々です。あらゆる瑞穂町の魅力を発信し、自慢したくなるような瑞穂町にしていくための活動を行っていく必要があります。

6 シティプロモーションの基本方針

以下の5つを「みずほまちシティプロモーション」推進の基本方針とします。

方針その1：瑞穂町を「知らない」、瑞穂町に「行ったことがない」を減らす

方針その2：魅力的な地域資源の発掘

方針その3：瑞穂町のブランドイメージの確立

方針その4：「伝えた」ではなく「伝わるように伝える」

方針その5：シティプロモーション推進体制の強化

●方針その1

瑞穂町を「知らない」、瑞穂町に「行ったことがない」を減らす

基本方針策定の現状分析に実施したアンケート調査では、瑞穂町を「知らなかった」、「一度も行ったことがなかった」という声が多くありました。「瑞穂町」というワードを見聞きする機会を増やし、「瑞穂町」を知ってもらうことがシティプロモーションの第一歩です。

●方針その2

魅力的な地域資源の発掘

関係団体とのヒアリングやアンケート調査から、瑞穂町には人が立ち寄る大きな観光施設はないけれど、「日常の

中に魅力的な地域資源が、まだまだたくさんある」という声が多くありました。日常にあるあたりまえのものが、ある人にとってはたまらない魅力を感じることも多々あります。新たな魅力を発見・発掘していくとともに、魅力的な資源はさらに磨きをかけて売り込む取組が必要です。

なお、地域資源とは、自然環境、人材、施設、製品、事業、町の取組等、日常にあたりまえにあるもの全てを指します。

●方針その3

瑞穂町のブランドイメージの確立

地域資源を派生させることで、瑞穂町を知る、見る、訪れるきっかけとなる新たな瑞穂町のブランドイメージを確立し、インパクトと覚えやすさにより、瑞穂町の認知度とイメージアップにつなげます。

●方針その4

「伝えた」ではなく「伝わるように伝える」

“「何を」、「誰に」伝えたいのか”をはっきりとさせた上で、どういう言葉、表現、ツールを使えば、伝わるのか、見て（読んで）くれるのか、など、伝えたい相手の立場になって「伝える」ことが重要です。

●方針その5

シティプロモーション推進体制の強化

シティプロモーションは行政の一部署だけでできるものではなく、行政の全ての部署が横断的に取り組むべき活動であり、町職員の積極的な情報発信と意識の向上が成功の鍵となります。

また、住民の郷土愛の醸成と事業者の事業活動で培った技術・製品などは、シティプロモーションを展開する上で重要な要素であり、行政、住民、事業者が協働で取り組むことが重要です。

7 シティプロモーションのすすめ方

ステップ1 瑞穂町の魅力や地域資源を洗い出そう

【売りこむものを明確にする】

視点①：他のまちにはないオンリーワンを見つける。

視点②：例えば「自然」という大きな枠ではなく、「六道山展望台からの景色」など他のまちにはないもの。

視点③：魅力は人によって様々＝あたりまえの場所・ものが魅力資源（あらゆるものが魅力的な資源となる可能性を秘めている）

ステップ2 伝わるように伝えよう

【誰に（ターゲット）、何を、どのような手法で】

視点①：ターゲットにとって、もっとも分かりやすく、
伝わる表現で

視点②：ターゲットに合わせた効果的な方法で
（SNS、広報誌、ちらし、動画、新聞、テレビ、
イベント、フィルムコミッションなど）

視点③：発信しただけで満足してませんか、その発信で見て
（読んで）もらえますか

視点④：前例踏襲、行政用語、固すぎる、を見直そう

8 シティプロモーションの推進体制

1 『オール瑞穂』ですすめるシティプロモーション

多くの人から「選ばれるまち」になるためには、瑞穂町の魅力を効果的に発信する必要があります。

シティプロモーションは、行政だけで推進できるものではなく、住民や事業者、関係機関、関係団体がそれぞれの強みを活かし、弱みを補い合って互いに協働推進することで効果は倍増します。

活動の輪をどんどん広げ、『オール瑞穂』で取り組みます。

2 推進体制

《行政の活動》

(1) 職員の職務に対する意識の向上

瑞穂町職員は、自身の職務に自信と誇りを持って臨み、各種施策にシティプロモーションの視点を常に意識して取り組みます。

(2) 全職員が瑞穂町のセールスマン

シティプロモーションは、一担当の仕事ではなく、組織全体で取り組んでいくということを認識し、町長をはじめ全職員が瑞穂町の魅力を積極的に発信するセールスマンとして職務に取り組みます。

(3) 変化への柔軟な対応

シティプロモーションの手法は時代とともに常に変化します。効果的な情報発信ツールが何なのか、アンテナを高く張って情報収集と共有に努め、前例踏襲にとらわれない意識を持って職務に取り組みます。

《行政以外の活動》

（１）住民の活動

住民一人ひとりが瑞穂町の魅力を発見・再確認し、瑞穂町を知ることによって郷土愛が生まれ、プロモーション活動につながります。関心のある活動に参加して地域の輪を広げ、口コミやSNS等を活用して町内外に積極的に情報を発信する取組をすることで大きな効果が期待できます。

（２）事業者等の活動

事業者が培った技術、製品、ノウハウは、人や企業を魅了する地域資源であり、瑞穂町のブランドイメージを生み出しています。事業活動や技術、製品等のPRはプロモーション活動としての役割を果たします。それぞれができるプロモーション活動を行うことで大きな効果が期待できます。

９ シティプロモーションの効果測定

シティプロモーションは、活動の効果を確認しながら手法を検討・見直しする必要があります。今後もマスコミの取上げ件数、観光情報サイトの閲覧数、ふるさと納税（寄附）制度の利用実績、町内外の方の声、事業者等の意見を確認しながら効果的でインパクトのあるプロモーション活動を展開します。

みずほまちシティプロモーション基本方針

発行日：令和５年３月発行

発 行： 瑞穂町 協働推進部 産業経済課

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎２３３５

TEL ０４２－５５７－８０１９

FAX ０４２－５５６－３４０１

URL <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

メール sangyo@town.mizuho.tokyo.jp

